

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、特定事業として選定し、令和 5 年 11 月 20 日付で公表した「八尾市消防本部庁舎建設等整備事業」について、特定事業の選定を取消したので、公表する。

令和 7 年 2 月 21 日

八尾市長 山本 桂右